

JAPAN BRANDロゴマーク等使用規約

第1条 目的

1. JAPAN BRANDは、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を支援し、地域中小企業が海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的として中小企業庁が補助事業等で対象事業者の使用を認めるものです。
2. JAPAN BRANDロゴマークは、JAPAN BRANDのブランド要素による統一感のある訴求によって、地域の中小企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けての情報発信力を高めることを目指しています。
3. 「JAPAN BRANDロゴマーク等使用規約」（以下「本規約」という。）は、上記の目的を達成するために、JAPAN BRANDのブランドロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本規約で規定する「JAPAN BRANDロゴマーク等」とは、JAPAN BRANDの呼称と、別表1に定めるブランドシンボル、ブランドスローガン、およびこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文です。

第3条 管理者

JAPAN BRANDロゴマーク等の管理者は、中小企業庁です。

第4条 使用適用者

1. JAPAN BRANDロゴマーク等を使用できるのは、原則としてJAPANブランド育成支援事業又はものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金のうちグローバル市場開拓枠海外市場開拓（JAPANブランド）類型に採択された中小企業・小規模事業者等（以下「JAPAN BRAND登録者」という。）です。
2. 1.に該当しない中小企業・小規模事業者等のJAPAN BRANDロゴマーク等の使用は原則として、認めません。
3. 中小企業庁は管理者の権限において、JAPAN BRANDの広報活動等に必要な範囲で、JAPAN BRANDロゴマーク等を使用します。

第5条 申請方法

JAPAN BRAND登録者がJAPAN BRANDロゴマーク等を使用する場合は、様式1の申請書を中小企業庁に電子メールにて提出してください。中小企業庁は、申請の審査を行い、申請書を受領してから概ね1週間程度で審査結果を連絡します。

第6条 使用方法

1. JAPAN BRANDロゴマーク等の使用は、原則としてJAPAN BRAND登録者が行うブランド活動に限ります。ブランド活動とは、カタログやホームページ、展示会、売り場でのPOP掲示等でブランド全体を説明・訴求する活動です。
2. JAPAN BRAND登録者の商品であっても、JAPAN BRANDロゴマーク等を、個別商品やパッケージに付与して使用することは出来ません。

3. JAPAN BRAND登録者のブランド以外の商品やサービスと、近接または並列して提示・販売する場合は、カテゴリー分けやコーナー分けを明確に区分して、消費者が誤認しないための配慮をしなければなりません。

4. JAPAN BRANDロゴマーク等の具体的な使用方法等については、「JAPAN BRANDロゴマーク等使用ガイドライン」を参照してください。

第7条 不正使用

1. JAPAN BRANDロゴマーク等を以下のように使用することはできません。

1) 募金活動と結びつけて使用すること

2) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、又はそのように見える使用をすること

3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること

4) JAPANブランド育成支援事業、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金のうちグローバル市場開拓枠海外市場開拓（JAPANブランド）類型及びJAPAN BRANDの趣旨に反するような方法で使用すること

5) 商品・サービス名や企業・団体名と組み合わせて使用すること

2. 中小企業庁は、以下のような場合には、JAPAN BRANDロゴマーク等の使用を停止させることができます。

1) 本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、中小企業庁からの是正指示に応じない場合

2) 「JAPAN BRANDロゴマーク等使用ガイドライン」に違反した場合、またはその疑いがあり中小企業庁からの是正指示に応じない場合

第8条 使用料

第4条の使用適用者は、JAPAN BRANDロゴマーク等を無償で使用できます。

第9条 期間

JAPAN BRANDロゴマーク等を使用できる期間は、当該年度末の3月31日までとします。ただし、JAPAN BRAND登録者が、JAPAN BRANDロゴマーク等の使用状況を、中小企業庁に第10条に示す方法で報告した場合は、期間を最長で1年間延長することができます。当該年度に採択された中小企業・小規模事業者等は、この報告を年度末の報告と合わせてすることができます。

第10条 報告

使用適用者は、JAPAN BRANDロゴマーク等の使用状況の報告を電子メールにてお願いします。報告書の提出日は、申請を行った当該年度末の3月31日までとしますが、それ以外にも中小企業庁から報告を依頼することがあります。なお、報告項目は以下の通りです。

1) JAPAN BRANDロゴマーク等を使用した使用場所や方法

2) 上記1) が分かる写真

3) 関与したJAPAN BRANDのプロジェクトやブランド名

4) 使用期間（開始日から終了日 or 終了予定日）

5) 記事や広告等

第11条 改訂その他

本規約は、中小企業庁により、事前の通知なく改訂される場合があります。

附則

施行日：平成20年9月

改定：平成21年4月

改定：平成23年7月

改定：令和5年3月

改定：令和6年7月

問い合わせ・申請先

中小企業庁経営支援部海外展開支援室

〒100-8912

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 電話：03(3501)1511（内線5261）